

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成28年3月3日(2016.3.3)

【公開番号】特開2014-153495(P2014-153495A)

【公開日】平成26年8月25日(2014.8.25)

【年通号数】公開・登録公報2014-045

【出願番号】特願2013-22152(P2013-22152)

【国際特許分類】

G 0 2 F	1/1337	(2006.01)
G 0 2 F	1/1335	(2006.01)
G 0 2 F	1/1343	(2006.01)
G 0 2 F	1/13	(2006.01)
G 0 9 F	9/00	(2006.01)
G 0 9 F	9/30	(2006.01)

【F I】

G 0 2 F	1/1337	5 0 5
G 0 2 F	1/1335	5 0 0
G 0 2 F	1/1343	
G 0 2 F	1/13	5 0 5
G 0 9 F	9/00	3 1 3
G 0 9 F	9/30	3 9 0 C
G 0 9 F	9/30	3 4 9 C

【手続補正書】

【提出日】平成28年1月13日(2016.1.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 8 9

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 8 9】

なお、実施の形態4に係るTFT基板4の製造方法は、対向電極161に設けるスリットのパターンの違いを除けば、実施の形態1と同様でよい。但し、TFT基板4の表面に設ける配向膜に対しては、第1領域と第2領域とで異なる方向の液晶配向処理を行う必要がある。例えば、配向膜の液晶配向処理としてラビング処理を行う場合は、領域ごとにマスクを設けることで選択的なラビング処理を行うマスクラビング法を用いることができる。また、ラビング方以外の光配向法などを用いる場合も同様に、マスクを用いた選択的な方法をとることが可能である。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 9 0

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 9 0】

<実施の形態5>

図14および図15は、実施の形態5に係るマルチブルビュー液晶表示装置の画素の構成を示す図である。図14は当該画素の平面図であり、図15は図14に示すC-C線に沿った断面図である。図14においては、液晶5および対向基板6の図示は省略しているため、TFT基板4における画素部分の平面構造が示されている。一方、図15では、T

FT基板4だけでなく、液晶5および対向基板6も示している。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0095

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0095】

あるいは、先に絶縁膜19aを第2領域のみに残るようにパターニングし、パターニングされた絶縁膜19aを覆うように、絶縁膜19bを画素領域の全域（第1領域と第2領域の双方）に形成しても、第1領域よりも第2領域で厚い層間絶縁膜19を形成することができる。

【手続補正4】

【補正対象書類名】図面

【補正対象項目名】図1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【図1】

